レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー

フレキシベータ ファンド
VT5 / VT10

ケイマン籍契約型公募外国株式投資信託（追加型）

米ドルクラス/豪ドルヘッジクラス/ユーロヘッジクラス/円ヘッジクラス

投資信託のお申込みに際しては、投資信託説明書（交付目論見書）等をよくお読みになり、
契約内容およびリスク・手数料等をご理解いただいたうえでお客様ご自身の判断と責任においてお取引ください。

投資信託取引に関する注意事項

●投資信託は銀行預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、ＳＭＢＣ信託銀行で取扱う投資信託は金融商品仲介口座を通じた取扱いの場合を除き、投資者保護基金の対象ではありません。

●投資信託は、元本・利回りの保証はありません。

その他のご留意事項

※お申込みの際には、「外国証券取引口座約款」に基づき、外国証券取引口座を設定していただく必要があります。

※米国税法上の米国人（米国市民、米国居住者またはグリーンカード保有者）は、居住・非居住にかかわらず投資信託の取引申込みができません。また、非居住者およびＳＭＢＣ信託銀行への届出住所が日本国外のお客様についても同様となります。

※本資料は販売用資料としてＳＭＢＣ信託銀行が作成したものです。スワップカウンターパーティーとしてのCGMLおよびその関連会社は、一切のその責任を負いません。本資料に記載された情報は、十分信頼に足ると考えられる情報源に基づいておりますが、その情報の正確性、完全性および公平性については、ＳＭＢＣ信託銀行並びにその関連会社、CGMLおよびその関連会社が保証するものではありません。また、その情報を使用することにより生ずる、直接または間接のいかなる損失に対しても、責任を負うものではありません。本資料に記載された内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更される事があります。

※シティは、世界中で使用・登録されているシティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標またはサービスマークです。

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申し込みは、

PRESTIA

商号等	株式会社ＳＭＢＣ信託銀行
登録金融機関	関東財務局長（登金）第653号
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人 投資信託協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

ファンド関係会社

管理会社	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
販売会社	株式会社ＳＭＢＣ信託銀行
管理事務代行会社	シティバンク N.A.香港支店
保管会社 受託会社	CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド
代行協会員	シティグループ証券株式会社

市場環境に合わせて「機動的に投資比率を変更」し、
ボラティリティターゲット（ VT ）により「大きく下げず」に、
レバレッジ効果により上がるときは「しっかり上がる」ことを目指すファンド

「レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト－フレキシベータ ファンド VT5/VT10」は当資料内では「ファンド」または「サブ・ファンド」といいます。
フレキシベータ米ドル建て VT5指数/VT10指数は、当資料内では「VT5指数/VT10指数」といいます。

ファンドの目的・特徴

1. フレキシベータ指数（VT5指数またはVT10指数）を対象としたスワップ取引及び米国財務省短期証券に投資を行います。
2. フレキシベータ指数は、世界の株式指数先物・商品先物指数・債券先物に機動的に投資する世界分散投資戦略です。
3. ファンドは、投資対象指数のボラティリティターゲット水準が異なるVT5とVT10の2つのクラスがあります。
4. VT5とVT10それぞれに、米ドルクラス、豪ドルヘッジクラス、ユーロヘッジクラス、円ヘッジクラスの4つのクラスがあります。米ドルクラス以外は、対米ドルでの為替変動リスクの低減（為替ヘッジ）を行います。

ファンドの仕組み

ファンドの仕組み図

※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

スワップ取引について

スワップ取引の仕組み図

ファンドはフレキシベータ指数のエクスポージャーを取得する為のスワップ取引をシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（以下「CGML」ということがあります。）との間で締結します。
ファンドはスワップ取引の相手方であるCGMLの信用リスクを負っています。なお、スワップ取引については、CGMLとの間での信用補完契約に基づいて、現金等の担保が交換されます。

フレキシベータ指数の仕組み

ステップ 1　コアアセットとリザーブアセットの策定

- 世界の株式指数先物・商品先物指数・債券先物で構成されるコアアセットと、世界の債券先物で構成されるリザーブアセットを策定します。

コアアセットとリザーブアセットの構成資産と比率

コアアセット

・リスクオン時（投資家がリスクの高い資産に資金を振り向けることを志向している状態）に上昇が期待される世界の株式指数先物（為替ヘッジあり）を60%、商品先物指数（為替ヘッジあり）を10%組み入れています。
・世界の債券先物を30%組み入れますが為替ヘッジはされません。

リザーブアセット

・リスクオフ時（投資家がリスクを回避するために安全な資産に資金を振り向けることを志向している状態）に上昇が期待される世界の債券先物を100%組み入れています。
・債券先物は為替ヘッジされます。

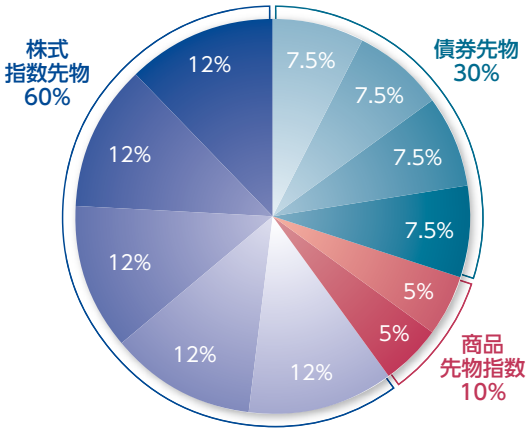

資産クラス
豪州国債先物
ドイツ国債先物
米国国債先物
日本国債先物
原油先物指数
金先物指数
新興国株式指数先物
豪州株式指数先物
欧州株式指数先物
日本株式指数先物
米国株式指数先物

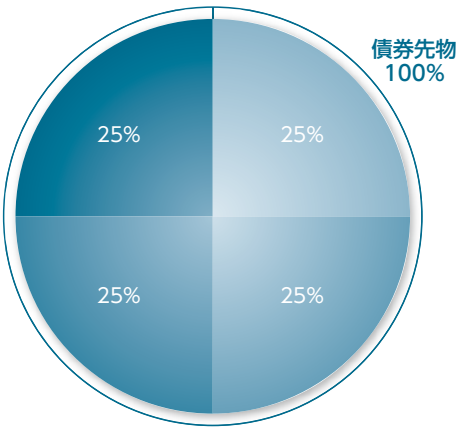

※為替ヘッジは投資対象資産が帰属する通貨の米ドルに対するヘッジを指します。

ステップ 2　機動的に投資比率を切り替えるアセットアロケーション戦略の策定

- グローバル金融市場のリスクを観測するマクロ指標、およびコアアセットのトレンドを観測するトレンド指標を組み合わせてコアアセットとリザーブアセットの投資比率を週次（5営業日連続で投資比率の変更が示された場合）で決定します。

各指標の組み合わせとコアアセット/リザーブアセットの投資比率

マクロ指標
グローバル金融市場のリスク

・株式、金利、為替の価格変動率や市場の流動性などのマーケットデータを基に、日次でグローバル金融市場のリスクを定量的に判定します。

トレンド指標
コアアセットのトレンド

・コアアセットの価格トレンドを観測し、市場の方向性を定量的に判定します。

		トレンド指標	
		上昇トレンド↗	下落トレンド↘
マクロ指標（金融市場のリスク）	リスクオン ▲リスクが非常に低い	100%　コアアセット	75% コアアセット 25% リザーブアセット
	リスクが低い		50% コアアセット 50% リザーブアセット
	リスクが高い▼ リスクオフ	25% コアアセット 75% リザーブアセット	100% リザーブアセット

ステップ 3　ボラティリティターゲットによる投資量の決定

- フレキシベータ指数の過去のパフォーマンスをもとに年率ボラティリティを計測し、年率ボラティリティが5%（VT5指数）/10%（VT10指数）（以下、ターゲット）となることを目指して各投資対象資産の投資量が決定されます。
- 過去の年率ボラティリティが各ターゲットを上回っている時には、ステップ2で決定されたコアアセットとリザーブアセットの投資比率をベースとして、現金等を入れることで投資量を100%未満に減少させ、各ターゲットを下回っている時には投資量を最大150%（VT5指数）/300%（VT10指数）まで増加させることで、年率ボラティリティが一定となることを目指します。

ファンドの魅力　①機動的なアセットアロケーション

フレキシベータ指数は、2つの指標に基づき機動的に投資比率を切替えることで、様々な市場環境において安定的なパフォーマンスを目指します。

コアアセット/リザーブアセットの投資比率の推移

2001年6月15日～2019年9月30日

- フレキシベータ指数は、コアアセットとリザーブアセットの比率が異なる5つのポートフォリオ間での切り替えを、2つの指標に基づき週次で行います。

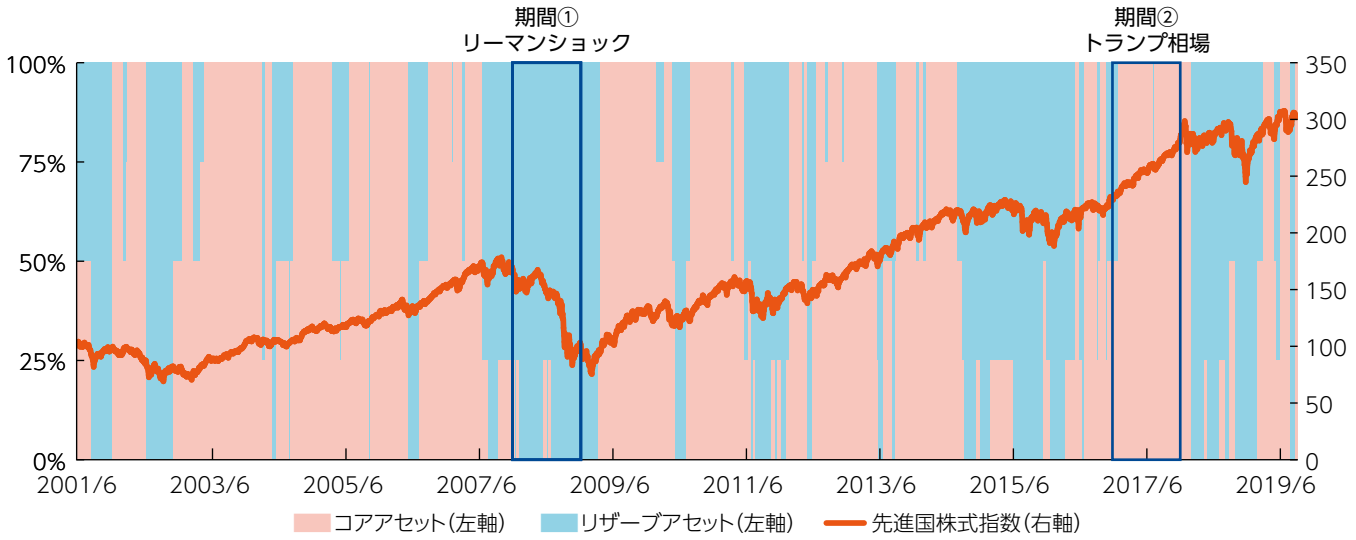

出所:シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

※先進国株式指数については、5ページをご参照ください。
※右軸:2001年6月15日を100として試算。

様々な市場環境への対応

- リスクオンのときには、株式を高位に組み入れたコアアセットの投資比率を高め、株式市場の上昇を捉えることを目指します。リスクオフのときは、債券のみで構成されるリザーブアセットの投資比率を高め、債券市場の上昇を捉えることを目指します。

リスクオフ時の具体例
期間①　リーマンショック

2008年1月2日～2008年12月31日

	VT5指数	VT10指数	先進国株式指数
当該期間リターン	8.7%	18.5%	-41.4%

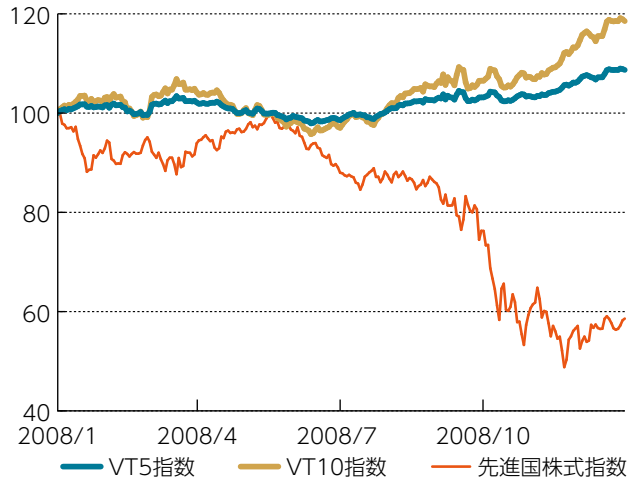

※2008年1月2日を100として試算。

リスクオン時の具体例
期間②　トランプ相場

2017年1月3日～2017年12月29日

	VT5指数	VT10指数	先進国株式指数
当該期間リターン	14.2%	30.8%	21.6%

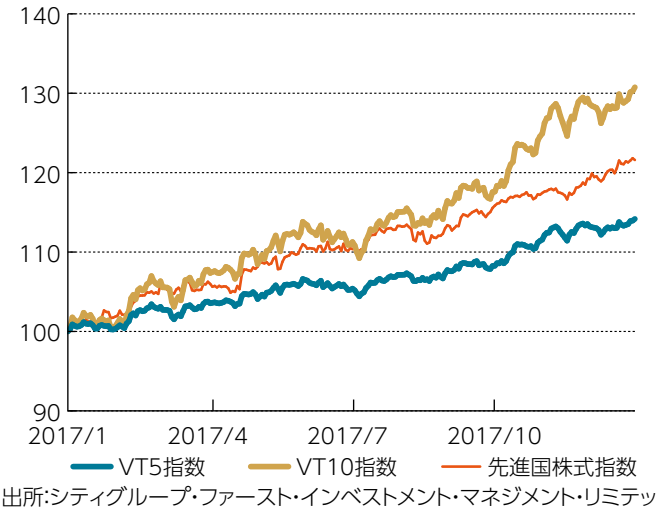

出所:シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

※2017年1月3日を100として試算。

ファンドの魅力　②ボラティリティターゲットによる下値抑制とレバレッジ効果

年率ボラティリティがVT5指数は5%、VT10指数は10%になることを目指して投資対象資産の投資量を調整することで、大幅な下落を抑制することを目指します。
また、ボラティリティがターゲット水準に満たない場合は、VT5指数は最大150%、VT10指数は最大300%まで投資量を増加させることで、レバレッジ効果が期待されます。

フレキシベータ指数と各資産の最大・平均・最小ボラティリティの比較

- 一般的な資産クラスでは、ボラティリティが急変することがありますが、フレキシベータ指数ではボラティリティターゲットを設定することでボラティリティの変動幅を抑え、安定した運用が期待できます。VT5指数のボラティリティは先進国国債指数や新興国国債指数と比較して、またVT10指数のボラティリティは先進国株式指数や米国株式指数と比較して低い水準となっています。

2008年1月2日～2019年9月30日

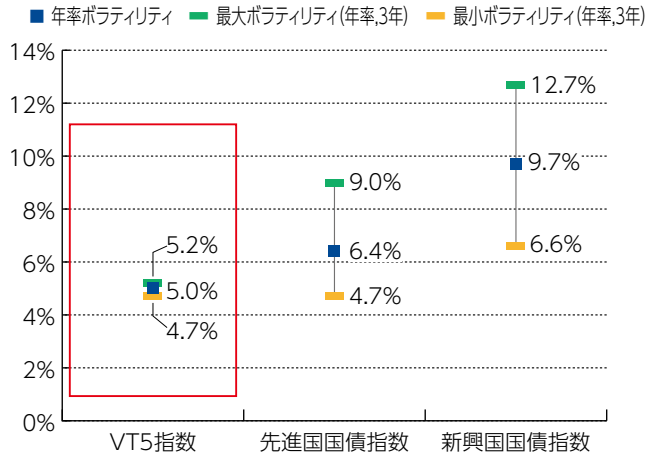

	VT5指数	先進国国債指数	新興国国債指数
最大下落率	-7.2%	-14.1%	-31.6%

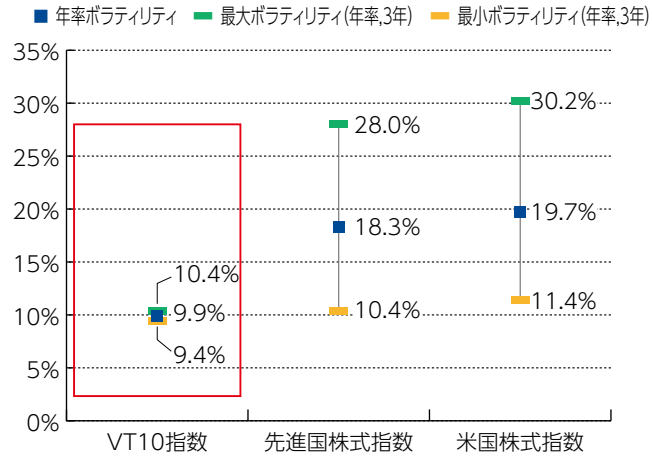

	VT10指数	先進国株式指数	米国株式指数
最大下落率	-14.0%	-56.0%	-53.3%

出所:シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

※先進国国債指数、新興国国債指数、先進国株式指数、米国株式指数にかかる各種インデックスについては、5ページをご参照ください。
※年率ボラティリティは2008年1月2日から2019年9月30日のボラティリティを試算したものです。最大・最小ボラティリティは、2011年1月2日から2019年9月30日の各日の過去3年間のボラティリティの最大・最小を試算したものです。

投資量の推移

2008年1月2日～2019年9月30日

- 投資量の上限をVT5指数は150%、VT10は指数300%とすることでレバレッジ効果を発揮します。
- 年率リターンは、VT5指数及びVT10指数と、それぞれの指数の最大投資量を100%とした場合の比較です。

VT5指数の投資量の推移

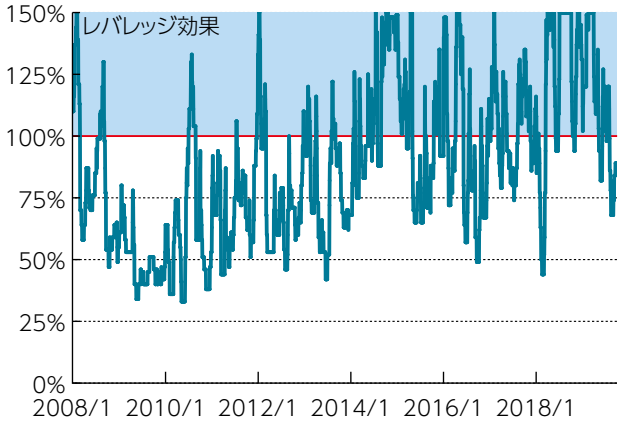

	VT5指数	VT5指数(最大投資量100%)
年率リターン	5.6%	5.2%

VT10指数の投資量の推移

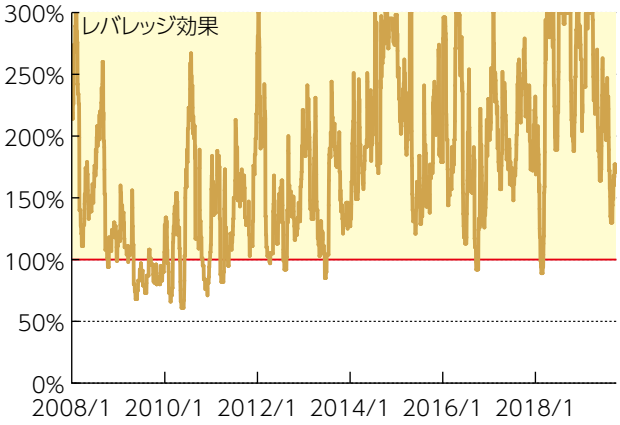

	VT10指数	VT10指数(最大投資量100%)
年率リターン	11.5%	6.7%

出所:シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

ファンドの魅力　③運用実績

過去のシミュレーションでは、リーマンショックや英国EU離脱危機の際も安定的な運用実績となりました。

フレキシベータ指数のパフォーマンス推移

2001年6月15日～2019年9月30日

フレキシベータVT5指数

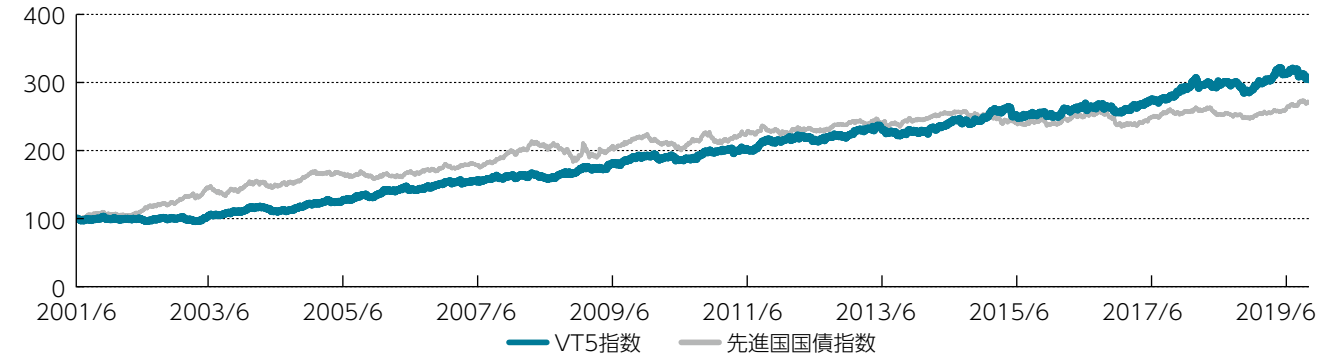

	年率リターン	年率リスク	累積リターン	シャープレシオ	最大下落率
VT5指数	6.3%	4.9%	204.5%	1.3	-7.2%
先進国国債指数	5.6%	6.9%	170.3%	0.8	-14.1%

VT5指数	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
	-0.3%	1.6%	12.9%	7.8%	12.0%	12.1%	3.7%	9.3%	9.7%	3.9%
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	
	8.8%	4.1%	1.4%	9.7%	-0.6%	3.4%	14.0%	1.2%	2.0%	

フレキシベータVT10指数

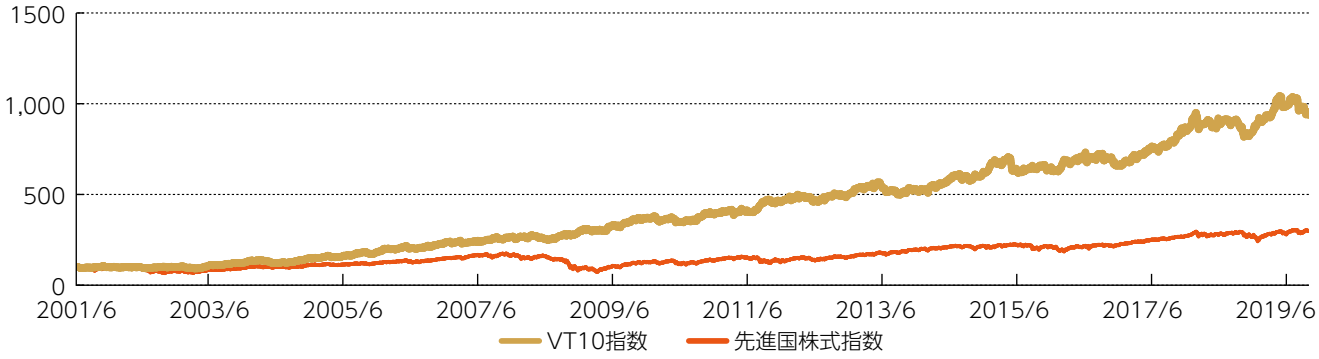

	年率リターン	年率リスク	累積リターン	シャープレシオ	最大下落率
VT10 指数	13.0%	9.9%	836.6%	1.3	-14.0%
先進国株式指数	6.2%	17.0%	199.7%	0.4	-58.7%

VT10指数	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
	-0.7%	3.1%	27.6%	16.4%	25.3%	25.6%	7.4%	19.7%	20.7%	8.3%
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	
	18.7%	8.6%	2.5%	20.5%	-1.4%	6.7%	30.5%	2.3%	4.1%	

出所:シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

※指数:フレキシベータVT5/VT10指数(年率0.5%のインデックス手数料が差し引かれています)、先進国国債指数:FTSE世界国債インデックス、新興国国債指数:FTSE新興国市場国債インデックス、先進国株式指数:MSCI KOKUSAIインデックス(配当込み)、米国株式指数:S&P500指数。2001年6月15日を100として試算。
※上記データは、インデックスのルールに基づき実施したバックテストデータであり、当ファンドの実際のパフォーマンス、及び将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。
※MSCI公表指数に関する著作権、知的財産権およびその他一切の権利はMSCI Inc.に帰属し、また内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
※FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

フレキシベータ ファンド VT5/VT10

リスク要因

受益証券の各クラスに帰属すべき受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドに組み入れられている有価証券、商品および他の資産の値動きならびに為替相場の変動等により上下します。したがって、サブ・ファンドの投資元本は保証されているものではなく、受益証券の各クラスに帰属すべき受益証券1口当たり純資産価格の下落により、投資元本を割り込むことがあり、受益証券のかかる関連するクラスの投資者が損失を被ることがあります。受益証券の各クラスに関して、受益証券のかかるクラスに帰属すべき運用または為替相場の変動等による損益は、すべて受益証券のかかるクラスの投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
以下は、網羅的なものではなく、サブ・ファンドの主な投資リスクの要点だけを述べたものです。他のリスクを含む詳細は、請求目論見書をご参照ください。

<米国財務省短期証券に関するリスク>

ソブリン債

サブ・ファンドは、米国財務省短期証券に投資することにより、ソブリン債に対するエクスポージャーを有します。
政府発行体の商品に対するエクスポージャーは、多大な経済リスクおよび政治リスクを伴うことがあります。政府機関の債務に対するエクスポージャーにより、サブ・ファンドは、関連する国における政治的、社会的および経済的変化の直接的または間接的な影響を受けることになります。政治的変化は、政府がその債務を適時に支払い、またはその用意を行う意欲に影響を及ぼすことがあります。とりわけインフレ率、対外債務額および国内総生産に反映される国家の経済的状況もまた、当該政府の債務履行能力に影響を与えます。

金利変動

債券の価値は、金利変動に応じて上下することがあります。一般的に、金利が上昇すると、債券の価値は下落する傾向にあります。反対に、金利が低下すると、債券の価値は上昇する傾向にあります。債券の価値の変動幅は、債券の満期までの期間の長さおよび発行条件を含む様々な要因に左右されます。長期債券は、一般的に、金利変動に対して短期債券よりも感応度が高い傾向にあります。金利変動は、管理会社がサブ・ファンドの計算において購入するデリバティブ商品の価値および価格にも影響を与えます。

米国財務省短期証券の発行体による債務不履行

管理会社は、受益証券のクラスの計算において保有されている米国財務省短期証券から受け取る利息および元本の支払いを、当該受益証券のクラスについて締結されたスワップ取引におけるスワップ・カウンターパーティーおよび／または通貨ヘッジ取引におけるスワップ・カウンターパーティー(場合によります。)に対する支払義務を履行するために使用することを意図しています。米国財務省短期証券において債務不履行があった場合、スワップ取引および／または通貨ヘッジ取引(場合によります。)における支払義務を履行することが不可能になり、そのため、スワップ取引および／または通貨ヘッジ取引(場合によります。)を早期に終了することが必要となることがあります。

信用リスク

発行者の財務状況の悪化、一般的な経済情勢の悪化、もしくはその両方、または予期せぬ金利の上昇は、米国財務省短期証券の発行者の利息および元本の支払能力を損なうことがあります。発行体が利息および元本の支払いを適時に行うことができない(またはできないと考えられる)ことは、受益証券のクラスの計算において保有される米国財務省短期証券の価値に影響を与えることがあります。

<スワップ取引およびインデックスに関するリスク>

戦略リスク

サブ・ファンドの投資目的の一つは、本インデックスのパフォーマンスに連動するリターンを提供することです。あらかじめ定められたルールおよび／またはシグナルに基づきコアアセットおよびリザーブアセットに対する配分をする戦略であるサブ・ファンドの投資目的の性質上、管理会社は、市場環境の変化に順応させるための限定的な裁量しか有しません。あらかじめ定められたルールおよび／またはシグナルが意図されたとおりに機能するとの保証はありません。

本インデックスの構成銘柄に関するリスク

受益証券の対応するクラスに関するスワップ取引がエクスポージャーをもたらすことを目指す本インデックスは、本インデックスの適格な構成銘柄の加重パフォーマンスを反映することが意図されており、それゆえ、サブ・ファンドは、本インデックスの適格な構成銘柄が追跡する資産および市場である、株式(新興市場の発行体により発行された株式を含みます。)、商品および債券に対する投資のリスクの影響を間接的に受けることになります。

スワップ取引に関するリスク

インデックスに対する想定上の投資エクスポージャーは、スワップ・カウンターパーティーとのスワップ取引を通じて入手されることになります。スワップ取引の価値は、原資産のパフォーマンス、すなわちインデックスに大きく依存することになります。そのため、当該インデックスの取引にあてはまるリスクの多くは、スワップ取引への投資にもあてはまります。しかし、デリバティブ取引には、それ以外にも数多くのリスクが存在します。例えば、スワップ取引は、任意の時点において、純資産価額よりも多くの市場エクスポージャーを提供することがあるため、相対的に小さい市場の不利な動きが、サブ・ファンドに多額の損失をもたらす可能性があります。

<サブ・ファンドに関する通貨リスク>

サブ・ファンドの投資が米ドル建てであるため、非米ドル建て受益証券については、支払われた申込金額または買戻代金は、当該申込みまたは買戻しに対応するサブ・ファンドの関連する投資または投資の清算の過程で、通貨交換費用が発生します。当該交換は、市場で提示される為替レートの変動およびビッド／オファーのスプレッドの影響を受けます。
受益者は、為替管理規制または米ドルおよび他の通貨間の為替レートの変動により、有利にも不利にも影響を受ける場合があります。為替レートの変動は、関連する受益証券のクラスの価値に影響を与える場合があります。
通貨ヘッジ取引がその目的を達成するという保証はありません。通貨ヘッジ取引を行うために、管理会社は、ヘッジ目的で、関連するクラス基準通貨および米ドルの間の店頭先物為替予約取引を行う場合があります。管理会社が店頭先物為替予約取引を行う場合、契約の満期における原資産通貨の受渡しは当該契約の契約相手に依存します。店頭先物為替予約取引の日々の価格変動には制限がなく、当該契約の取引者はこれらの契約の市場を形成し続けることを要求されません。店頭先物為替予約取引の取引者は、いつでもこれらの契約の価格を提示することを拒否することができ、サブ・ファンドの取引に期待されていた利益を失う結果となることがあります。

為替リスク

受益証券は、クラス基準通貨建てです。これは、投資者の経済活動が主として関連するクラス基準通貨以外の通貨または通貨単位(円貨を含みます。)(以下「投資者通貨」といいます。)でなされる場合には、通貨の交換に関連する一定のリスクの存在を提示します。これらには、為替レートが大幅に変動するリスク(関連するクラス基準通貨の切り下げまたは投資者通貨の切り上げによる変化を含みます。)や、関連するクラス基準通貨または投資者通貨に対する管轄を有する当局が為替管理規制を課すまたは変更するリスクが含まれます。関連するクラス基準通貨に対する投資者通貨の価値の上昇は、(a)純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額および(b)支払われる分配金(もしあれば)の投資者通貨相当額を減少させます。

一般的リスク

カウンターパーティー・リスク

サブ・ファンドは、契約条件をめぐる争い(善意かどうかは問いません。)のためまたは信用もしくは流動性の問題のために、契約条件に従って取引を決済しないカウンターパーティー(スワップ・カウンターパーティーおよび通貨ヘッジ・カウンターパーティーを含みますが、これらに限られません。)にさらされる場合があり、これによりサブ・ファンドが損失を被ることがあります。当該「カウンターパーティー・リスク」は、なんらかのイベントが決済を妨げる介入を行う可能性がある場合、または取引が単一または少数のグループのカウンターパーティーと締結される場合、満期の長い契約において顕著になります。受託会社および管理会社は、特定のカウンターパーティーとの取引を制限されておらず、または取引の一部または全部を単一のカウンターパーティーに集中することを制限されていません。さらに、管理会社は、カウンターパーティーの信用力を評価する内部の信用機能を有しません。受託会社および／または管理会社が一または複数のカウンターパーティーと取引を行うことができ、当該カウンターパーティーの財務能力に関する意味のある独立した評価がないことは、サブ・ファンドの損失の潜在性を高める場合があります。

利益相反

シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドの関連会社(以下、それぞれを、「シティ・カウンターパーティー」といいます。)は、サブ・ファンド、米国財務省短期証券、スワップ取引および／または本インデックスに関して一定の職務を履行することがあります。管理会社および各シティ・カウンターパーティーは、シティグループの関連会社であり、それゆえ、互いに独立ではなく、各自がサブ・ファンドに関して履行する職務は、潜在的な利益相反を生じさせることがあります。当該利益相反が生じる場合、受託会社および管理会社は、各自の義務(受益者の最善の利益のために行為する義務を含みます(ただし、これらに限られません。)。)を斟酌しながら、当該利益相反を公正に解決し、サブ・ファンドおよび受益者の利益が不当に害されないことを確保するように努めます。

お申込みメモ

詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧下さい。

ファンド名称	レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト - フレキシベータ ファンド VT5 / VT10
商品分類	公募外国株式投資信託
ファンド設定日	2019年12月20日
申込期間	当初申込期間:2019年12月2日(月曜日)から2019年12月18日(水曜日)まで 継続申込期間:2019年12月23日(月曜日)から2020年12月28日(月曜日)まで
営業日	ロンドン、ニューヨーク、香港および東京の各地において商業銀行が営業を行っており、フランクフルト、ニューヨークおよびシドニーにおいて証券取引所が営業を行っている各日(土曜日、日曜日または祝日を除きます。)ならびに/または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいいます。ただし、台風警報8号、黒色暴雨警報の発令またはその他の類似の事象により、いずれかの日に香港の銀行の営業時間が短縮された場合、当該日は営業日とはなりません(管理会社が別途決定する場合を除きます。)。
申込価格	当初申込期間:(VT5/VT10豪ドルヘッジクラス)1口当たり10豪ドル (VT5/VT10ユーロヘッジクラス)1口当たり10ユーロ (VT5/VT10円ヘッジクラス)1口当たり1,000円 (VT5/VT10米ドルクラス)1口当たり10米ドル 継続申込期間:クラスの受益証券1口当たりの申込価格は、当該取得日における当該受益証券のクラスに適用ある受益証券1口当たり純資産価格です(当該受益証券のクラスの単数処理に従います。)。 (注)「取得日」とは、各営業日、および/または管理会社が随時書面により指定する当該他の日をいいます。
申込単位	(VT5/VT10豪ドルヘッジクラス)3,000豪ドル以上、1豪セント単位。追加申込単位は、100豪ドル以上1豪セント単位。 (VT5/VT10ユーロヘッジクラス)3,000ユーロ以上、1ユーロセント単位。追加申込単位は、100ユーロ以上1ユーロセント単位。 (VT5/VT10円ヘッジクラス)50万円以上、1円単位。追加申込単位は、1万円以上1円単位。 (VT5/VT10米ドルクラス)3,000米ドル以上、1米セント単位。追加申込単位は、100米ドル以上1米セント単位。
買戻価格	関連する買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格
買戻単位	原則として受益証券1口以上1/1,000口単位(保有全収益証券売却の場合は1/1,000口以上、1/1,000単位)
買戻代金のお支払い	原則として買戻申込日から起算して9営業日目以降(休日等により変更となることがあります。詳しくはお問い合わせ下さい。)

直接的にご負担いただく費用

購入時手数料

通貨単位	申込手数料
10万通貨単位未満 (円建て受益証券については1,000万円未満)	2.20パーセント(税抜き2.00パーセント)
10万～50万通貨単位未満 (円建て受益証券については1,000万円～5,000万円未満)	1.65パーセント(税抜き1.50パーセント)
50万～100万通貨単位未満 (円建て受益証券については5,000万円～1億円未満)	1.10パーセント(税抜き1.00パーセント)
100万通貨単位以上 (円建て受益証券については1億円以上)	0.55パーセント(税抜き0.50パーセント)

※外貨建ての投資信託を円資金から該当通貨に交換のうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかります。

買戻時手数料	ありません。

投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

管理報酬等

受益証券の関連するクラスに関する受託会社、管理会社、販売会社、代行協会員ならびに管理事務代行会社および名義書換代理人および保管会社に支払われる報酬の合計は年率1.36%です。

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
受託会社の報酬	受託会社	ファンドの受託業務およびこれに付随する業務	受託会社は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、発生し、四半期毎に後払いで支払われる、純資産価額の年率0.01パーセントの受託報酬(年間15,000米ドルの最低報酬の対象になります。)を受領する権利を有します。
管理会社の報酬	管理会社	ファンド資産の運用管理、受益証券の発行、買戻し業務	管理会社は、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.29パーセント(年間66,000米ドルの最低報酬の対象になります。)の管理会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
管理事務代行会社、名義書換代理人および保管会社の報酬	管理事務代行会社 名義書換代理人 保管会社	ファンド資産の管理事務代行業務 受益証券の発行、譲渡および買戻しに関する登録名義書換事務 ファンド資産の保管業務	管理事務代行会社は、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.04パーセントの管理事務代行に係る報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。保管会社は、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.01パーセントの保管に係る報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
代行協会員の報酬	代行協会員	目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表、運用報告書等の文書の販売取扱会社への送付等の業務	代行協会員は、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
販売会社の報酬	販売会社	日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務	販売会社は、サブ・ファンドの信託財産から、受益証券純資産の価額の年率1.00パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。

その他の費用

インデックス手数料年率0.5パーセント、設立費用およびその他の費用(弁護士費用、監査費用など)は、サブ・ファンドの信託財産から支払われ、間接的に投資者が負担することになります。